

行政 27 行政手続

条例に位置すべき項目出しについて

- ・ 申請
 - 審査基準の設定と公表を行う
 - 標準処理期間の設定と公表を行う
 - 審査の開始義務を定める
 - 申請を拒否する場合は、その理由を提示する情報の提示を行う

- ・ 不利益処分(許可・認可等の取り消し、営業停止 権利を制限する又は義務を課すこと)
 - 処分基準の設定と公表を行う
 - 意見を述べる機会を設ける(聴聞・弁明)
 - 不利益処分の理由の明示

- ・ 行政指導
 - 不透明・不公平な取り扱いの設定
 - 明確化・透明性の確保

- ・ 届出
 - 条例・法令に基づき一定の事項を通知することにより、その後の行政からの一方的な運用による拒否、取り下げや保留といった取り扱いを防止する

以上の事項の決まりを設けることにより、市民の権利・利益の保護を図ると共に、市と市民との信頼関係を構築することに努めます

27 行政手続の条例文(案)

市長(執行機関)は、行政運営における行政処分等に関する手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び、市民の権利利益の保護に努めなければなりません

懇話会での検討経過

市は既に行政手続条例を制定して、市が行う仕事の内、各種の申請、不利益処分、行政指導、届出について次のルールを示して、行政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

今回、本条例に将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保する意味を込めて位置づけたものです。

申請時における審査基準や標準処理日数を設定しこうようすること
許可や認可等の取り消し又は、営業処分等を行う場合の処分基準を設定し、公表すること、及び、不服がある場合には聴聞、弁明の機会を設けること
指導、勧告、助言等を行う場合には、その理由を示し公平な取り扱いをすること

届出を行う場合には、その要件をあらかじめ示しておくこと

行政 29 財政運営の基本事項について

本条項に位置すべき項目出しについて

- 1 理想とする北本市象の議論の中から
 - ・税金の少ないまちを目指す(県内 1 位)
 - ・税金の納付率の高いまちを目指す
 - ・福祉の充実したまちを目指す
 - ・住民がまちづくりに参画することにより、税金を少なくすることにつなげていくこと

- 2 北本市の現状の議論の中から
 - ・自治会活動の中で、市の厳しい財政状況を踏まえての対処策が見えないこと
 - ・税金が高いと感じている

- 3 協働推進計画に位置づけされた事項の中から
 - ・市民公益活動団体の自立支援策として、設立準備金に相当する補助金制度の創設が謳われている
 - ・個人・企業からの寄付を主要財源とする支援基金制度の創設が謳われている

- 4 W・S の議論の中から
 - ・予算編成に市民(一般)の意見を反映させる仕組みが必要であること(第 6.7 回)
 - ・財源的な裏づけを考慮しない計画づくりは行わないこと(第 7 回)
 - ・総合振興計画との整合性をもたせたものとする(第 7 回)
 - ・市民参画の環境整備を整えること(第 8 回)
 - 例: 行政からの人的・物的(財政等)支援を条例で定めること
 - ・負担義務の公平化を図るために納税促進に努めること(第 8 回)
 - ・税金の用途をつぶさに公表し、住民としての恩恵を知らしめること(第 8 回)
 - ・市の施策や財政状況についての理解を深める努力をすること(第 8 回)
 - ・財政状況を始めとする行政情報を、行政は市民に解りやすく説明できる力量を行政は身につけること(第 8 回)
 - ・「緑」が年々減少してしくことを食い止めるためには、財政運営に工夫がほしい(第 8 回)

5 懇話会グループワークの議論の中から

- ・ 受益者負担のあり方について検討すること(不公平感の解消)
- ・ 税金滞納者への対応を厳しくすること
- ・ 予算内容の市民への説明について工夫すること(ニセコ町の予算内容説明冊子を参考に・・・)
- ・ 予算編成の段階から市民を関与させるべきである
- ・ 夕張市の財政破綻による市民サービスの削減(低下)から学ぶものとして、市民参画による財政運営の必要性を認識すること
- ・ 市で策定されている諸計画は素晴らしいが財源の裏づけが無いことから、実際には実現されていないケースが多々みられる。(したがって、計画策定の段階から市民の参画を得ると共に財源確保を踏まえた計画づくりを行うことが大切である)
- ・ 予算編成過程の公開が必要である
- ・ 予算編成時における市民からの予算編成提案制度のようなものがあると良いのでは・・・
- ・ 将来都市象の主要施策の根幹をなす「緑・雑木林」を残すことについては、所有者への税制の優遇措置等があっても良いのでは・・・

前記のことを踏まえて下記の事項を条例に盛り込むものとする

財源の効率的・効果的な運用により健全な財政運営に努めます

- ・ 無駄を排除し、本当に必要なものへの財源の集中を図る
(費用対効果の追究)
- ・ 不公平感の解消や利益者負担の原則について考慮する
- ・ 市民や NPO、民間等へのアウトソーシングの推進
(市民公益活動を支援する基金制度等の創設)
- ・ 福祉等ぬくもりのある用途への配慮

総合振興計画との整合性に配慮した運用に努めます

- ・ 中、長期的な財政計画の立案と共に、この計画を踏まえた財政支出の遵守
- ・ 自立のための新たな財源確保に繋がる施策の展開

市民の財政運営への関与について一層の理解を深めることに努めます

- ・ 財政状況(予算・決算・借入金等)についての分かりやすい説明が必要
(貸貸借対照表・行政コスト計算表・予算内容の説明資料冊子の作成)
- ・ 予算編成時の市民参画の機会を設けること
(予算案決定までの情報の公開)
(予算の提案や決定の一定枠を市民が担うための制度の創設)

財産の適正な管理・運用

- ・ 効果・効率的な管理と運用に努めます

(計画的な維持管理)

(安全への配慮)

(経済的視点を踏まえた施設運営)

(利用効果を高めるための工夫)

(財産: 土地・道路・上下水道・公園・建物及び設備・備品、消耗品類)

市税等の賦課徴収

- ・ 法及び条例等の定めるところにより、税や使用料、その他徴収金の賦課徴収に努め、市民の負担義務や利益者負担の公平化と市民サービスの向上に資するものとします

29 財政運営の基本事項の条例文(案)

(財政運営の原則)

市長(市)は市民との協働の下、総合振興計画に基づき中長期的な財政計画(財政推計)を定めるとともに、財源の用途については市民生活の保護に繋がる社会的セーフティネット(市民サービスや福祉のセーフティネット)を堅守するなかで、効率的かつ効果的な活用を図り健全な財政運営に努めなければなりません

(財産管理の原則)

市長(市)は、財産の管理運営計画を定め財産の適正管理及び、効率的かつ効果的な運営に努めなければなりません

(財政状況等の公表)

市長(市)は、市民に対し財政運営に関する計画や執行状況及び、財産の保有状況を分りやすく公表しなければなりません

(市税等の賦課徴収)

市長は、法及び、条例等の定めるところにより積極的に市税や使用料及び、その他徴収金の賦課徴収に努めなければなりません

懇話会での検討経過

財政運営の原則にあっては、

- ・ 本条では、市民サービスと密接に関係する財政運営について定めています。健全な財政運営を行うためには、その基本に市民との協働(参画)作業による財政計画や執行計画の策定を行うことの大切さについて述べた意見が多くありました。特に、市民が財政運営に関与することの具体例として予算編成時点において何らかの形で市民が関わることのできる機会の設定を要望する意見がありました。
- ・ 財政の効果、効率的な運営を行うこととの関連からは、受益者負担の原則や不公平感の解消を図ること及び、費用対効果を追求し本当に必要なものに財源を集中させること又、NPOに代表される民間活動団体との協働による運営の必要性等の視点からも意見がありました。一方、福祉等ぬくもりのある対応の視点についても忘れてはならない旨の意見がありました。
- ・ 財源確保の視点からは、財源確保に繋がる施策展開の大切さと共に、総合振興計画やその他の基本計画については、しっかりとした財源確保の見通しを踏まえて、その策定にあたるべきとの意見がありました。

財産管理については

- ・ 厳しい財政運営の中で、道路、公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設の管理、運営については、計画性を持った適性管理を行うと共に、運営にあっては経済的視点を踏まえての施設の運営(利用)が大切である旨の意見がありました。

財政状況等の公表については

- ・ 市民が財政運営に関与することの前提として、財政状況の分りやすい説明の必要性について意見がありました。特に、市の借入金やその返済状況についての細かくかつ分かりやすい説明を求める意見が多くありました

市税等の賦課徴収については

- ・ 税金の納付率が高いまちを目指してほしいこと、税金滞納者への対応を厳しくしてほしいこと等の意見が多くあり又、受益者負担のあり方について不公平感の解消を図る視点から、施設使用料等の賦課徴収の必要性を説く意見もありました。
- ・ 税金の使い道について、分りやすくかつその貢献度にまで踏み込んだ説明を行うことによって、市民各自が市に対する貢献の度合いを知り、納税意欲の醸成につなげることも必要である旨の意見がありました。

本条項に位置すべき項目だしについて

1 北本市の現状の議論の中から

- ・ 市長との関係において、感情的なもつれが先行しての判断が下されている場合も見受けられる

2 W・Sの議論の中から

- ・ 議会討論の状況をリアルタイムで公開すること
- ・ 議会・行政に対する市民からの要望・陳情あるいは意見具申等について、その対応、特に不採用になった事項などの検討結果の詳細が明らかにされないことが多く、このことが議会不信の原因の一つになっている

3 懇話会の議論の中から

- ・ 住民の代表による議会ではあるが、間接民主主義(議会制民主主義)の限界を感ずる。今後、住民の係わり方を変える意味でも民意を直接取り入れた制度が必要である
- ・ 議会の責務・役割を本条例の中に位置づけることが必要である
- ・ 市民による議会のチェック機能を強化する必要がある
- ・ 本条例策定途中における各議員への本条例案に対する合意形成の必要性があるのではないか

前記のことを踏まえて下記の事項を条例に盛り込むものとする

議会(議員)の役割と責務について

- ・ 市民の意思を反映した市政実現のために与えられた権能の行使に常に努めます
- ・ 市民から選ばれたことの誇りと責任を持ち公正かつ誠実に、その職務を遂行することに務めます
- ・ 議会の会議を実のあるものにするために議会運営の改善に常に努めます
- ・ 市民との協働や市政参画に重きをおいた市政実現のために、地域の自治活動を育むことに努めます

開かれた議会運営について

- ・ 市民に議会の会議や活動の状況を、親切かつリアルタイムに説明することに努めます
- ・ 市民との相互理解を深める場や機会の仕組みづくり努めます
- ・ 議会の知りえた情報の公開には積極的に努めます

30 議会関連の条例文(案)

(議会・議員の役割と責務)

市議会(議会)は、常に市民が主権者であることを認識し市民の意思を反映した市政実現のために、与えられた権能(権限)の行使に努めなければなりません

市議会(議会)はこの条例の基本理念を実現するため、市民の公益活動等を積極的に育むことに努めなければなりません

市議会(議会)は別に条例で定めるところにより、議会が保有する情報を公開すると共に会議の公開及び情報提供の充実により開かれた議会運営に努めなければなりません

市議会議員は、表決その他議会活動に関し、市民への説明責任を果たすと共に、市民の信託に応え公正公平かつ誠実に職務を遂行しなければなりません

懇話会での検討経過

市議会に対する要望として

- ・ 法(地方自治法等)に定められている市議会の権限(権能)行使の視点から市民によるチェック機能を強化すること又、その仕組みづくりが必要であること
市民からの陳情等の扱いについて、その議論の過程が明らかにされない場合があり議会不振の一つの原因になっていること
市長との関係において、議員個人あるいは会派間との感情のもつれ等が先行して市民の思いを正しく反映しない判断が下される場合が見受けられること等の意見がありました。
(主な権能： 議決権、選挙権、検閲・検査権及び監査請求連、調査権、市長の不信任議決権等)
- ・ 議会の討議が必ずしも充実したものばかりとは言えないことから、会議の運営方法等の改善あるいは、議員個人の力量の向上を望む意見がありました。
- ・ 議会の情報公開の視点から、本会議討論の状況をリアルタイムに公開していることは良いことである又、議会が保有している情報について積極的に公開してほしい旨の意見がありました。
- ・ 議会からも、自治会活動等を通して市政に対する市民参画等の必要性を説くことに努めてほしい旨の意見がありました。

・ **行政 31 他の自治体・国等との連携**

本条項に位置すべき項目出しについて

1 W・Sの議論の中から

- ・ 各種の施策等について、他の自治体との検討比較並びに、その公開を行うこと

条例に盛り込む事項について

近隣自治体との連携について

- ・ 市は近隣自治体と共通する課題を解決するために、情報共有と相互理解のもと連携してまちづくりを推進します

広域連携について

- ・ 市は他の自治体や国及びその他の機関との広域的連携を積極的に進め、開かれた市政運営に努めます

国際交流及び連携について

- ・ 市はまちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めます

31 自治体・国との連携の条例文(案)

(国及び他の公共団体との連携と協力)

市は、広域行政の推進と共通する課題解決のために、国や県及び他の地方公共団体と連携、協力しかつ先進事例等から学ぶことに努めなければなりません

(国際社会との交流と連携)

市は、広く学ぶことにより開かれた自立都市の建設を目指して、国際社会との交流及び、連携に努めなければなりません

又は

(市は、世界に開くまちづくりを目指して、国際社会との交流及び、連携に努めなければなりません)

懇話会での検討経過

- ・ 他の自治体との比較における本市の行政運営あるいは、経営状態等を把握し、参考にすべき事項は積極的取り入れるべきである旨の意見がありました。

行政・議会グループ 各項目の検討（条文案）

【 2 2 市区町村及び執行機関の基本的な役割・責務】

（条文案）

市は、市政の執行にあたっては、常に公平、公正かつ誠実にいき、誰もが住みやすいと思えるまちづくりを目指します。

市は、市民ニーズを積極的に把握し、行政サービスへの満足度を高めるとともに、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければなりません。

市は、まちづくりに関する基本方針、総合計画、その他重要な政策の決定に際して、立案から実施、評価について、市民参画を推進しなければなりません。

（項目の検討・視点）

- ・市民ニーズへの対応、行政サービスへの市民の満足度を高めること。
- ・市政執行 公平・公正・誠実
- ・市民との協働。委員の公募による市民参加。
- ・行政委員会、各種審議会の会議の原則公開。審議内容の公表。
- ・社会情勢、行政需要に的確に対応すること。
- ・この条例、その他基本条例、総合計画等の遵守すること。

【 2 3 首長の責務】

（条文案）

市長は、常に市民が主権者であることを認識し、公平、公正かつ誠実に職務にあたり、全力を挙げて自治を育む責務があります。

市長は、市政の代表者として市民の信託に応えるとともに、市の理想の将来像を実現するため、長期的な視点でまちづくりに取り組まなければなりません。

市長は、この条例の理念に基づき、市民との協働により自主・自立のまちづくりの推進に努めなければなりません。

（項目の検討・視点）

- ・この条例の遵守。
- ・自治の実現に向けた政策・施策の実施。自主、自立のまちづくり。
- ・市民の参画の保障。協働のまちづくりへの仕組みを確立すること。
- ・市の代表者として、主権が市民にあることを認識すること。
- ・市民ニーズに応えるための直近の課題への対応はもとより、市の将来を考えた政策に取り組むこと。（長期的な視点で）
- ・職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の向上に取り組むこと。

【24 職員の責務・育成】

(条文案)

職員は、市民の負託によることを自覚し、常に研鑽に努めるとともに、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければなりません。

職員は、職務の執行に際しては、職員の相互の連携を深め、協力し、柔軟に対応するとともに、公正かつ能率的に行わなければなりません。

職員は、職務の遂行に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。

(項目の検討・視点)

- ・ 必要な知識の習得・向上に努める。最新の情報の収集をすること。研修への積極的な参加。
- ・ 公平性、平等性、迅速性。的確な判断。常に市民の立場にたった行動をすること。
- ・ 課の職員のみならず、市の職員である意識を持つこと。職員相互の連携、協力。
- ・ 地方分権にふさわしい責任ある行動。限られた財源の意識。

【25 執行機関の組織・執行体制】

(条文案)

執行機関の組織は、市民に分かり易く簡素で機能的であるとともに、横断的で常に柔軟な対応が出来るよう努めなければなりません。

市民サービス向上のため、職員にとっても働きやすい職場環境づくりに努めなければなりません。

(項目の検討・視点)

- ・ 多様化する市民ニーズに応えられる組織体制の確立。機構改革。
- ・ 市民に分かり易く、簡素であること。
- ・ 市民サービス向上のため、職員にとっても働きやすい職場となっているか。
- ・ 組織、執行体制の事後評価を実施すること。評価後は改善すること。

【その他条例で検討すべき事項】

・ 情報公開について

情報公開についての規定は重要な要素であるので、市民の権利としての情報共有のほか、行政（市）も所有する情報についての積極的で分かり易い公開が必要。

大きな項目として盛り込むか、それぞれの項目中に盛り込むか。

・ 付属機関等委員の市民公募について

付属機関等の委員について、広範な市民を公募により選任させることについて

行政議会グループ 項目の検討について

竹村・細井

【行政 14：参加・協働の推進】

(条文案)

市は、市政に関わる企画立案、意思決定、実施、評価及び条例の制定・改廃などの過程で市民の参加を推進する。

市は、まちづくりに関して、「市民と行政との協働による豊かなまち きたもと」を推進するうえで、異なる主体が対等な立場で共通の目的意識を持って取り組むことができるよう情報の提供に努め、相互理解とよりよい信頼関係を築くことができるよう市民活動の環境整備や庁内体制の整備に努めるものとする。

(項目の検討・視点)

- ・ 市民の参加に関して、条例の制定・改廃については、市議会との関わりについて検討。
- ・ 北本市の協働推進計画では、基本理念を「市民と行政とのパートナーシップによる豊かなまち きたもと」とし、市民と行政が協働してよりよいまちづくりを行うため行政側の取り組み目標として (1)情報の共有 (2)参加・参画の仕組みづくり (3)まちづくりの担い手の育成 (4)市民活動の環境整備 (5)庁内体制の整備を掲げている。その施策の方向性について具体的な内容での検討や実施状況に注視しつつ、市民参加がより得られるような情報提供の仕方について検討。

【行政 15：参加の権利・責務】

(条文案)

市民は、まちづくりの主体であり、市政に関わる企画立案、条例等の制定・改廃、実施、評価など、あらゆる過程に参加する権利を有する。

市民は、豊かな地域社会の形成を目的に、自らの判断と責任の下で、市政への参画に

努めるものとする。

市民の市政への参画は、市民からの新たな行政課題の提案並びに市民が知りえた情報に基づく市への通報等を含むものとし、市は上記の提案若しくは通報については誠意をもって対応しその結果を明らかにするものとする。

市民のまちづくり活動への参加は、自主性及び自立性が尊重され、参加又は不参加を理由に差別的な扱いは受けない。

(項目の検討・視点)

- ・ 権利と責務について、例えば、市民は良好な環境で生活する権利を有すると同時に、その良好な環境を将来の世代に引き継ぐ責任がある。そのために、何をすべきかを判断するのは個々の力に委ねられるが、公平な立場での情報の提供や、市としての環境教育のありかたも、その責任を果たすうえで大きな役割を担っている。

まちづくりの主体は市民であるという考えを、広く正しく理解してもらえらるような環境づくりを重視して取り組んで欲しい。

- ・ 北本市は、近隣地域や、今後北本に編入可能性を有する人々や、事業者に対し、北本の誇りうる環境や魅力的な市民と行政とのパートナーシップに関する情報を積極的に開示し、より広い関係性や相互研鑽の土壌を確保しながら、個性的な文化を形成し、中堅都市ならではの‘住みよいふるさと’づくりを推進する、という視点も重視して取り組んで欲しい。
- ・ 市民の市政への参画とは、市が参加を求める課題に市民が応ずるものと、市民が市に新たな課題を提案するもの及び市が進める行政課題に対し不都合と思われる事態が起きていることを市に通報する行為など、双方向的な行為が含まれると考える。

北本市は圏央道や・上尾バイパスの開通等により予期せぬ環境汚染や環境破壊、乱開発行為等が発生する可能性がある。これを予防するためには、住民から市への通報等が必要である。

又通告があった場合の市の対応についても一応の準備をした。

以上